

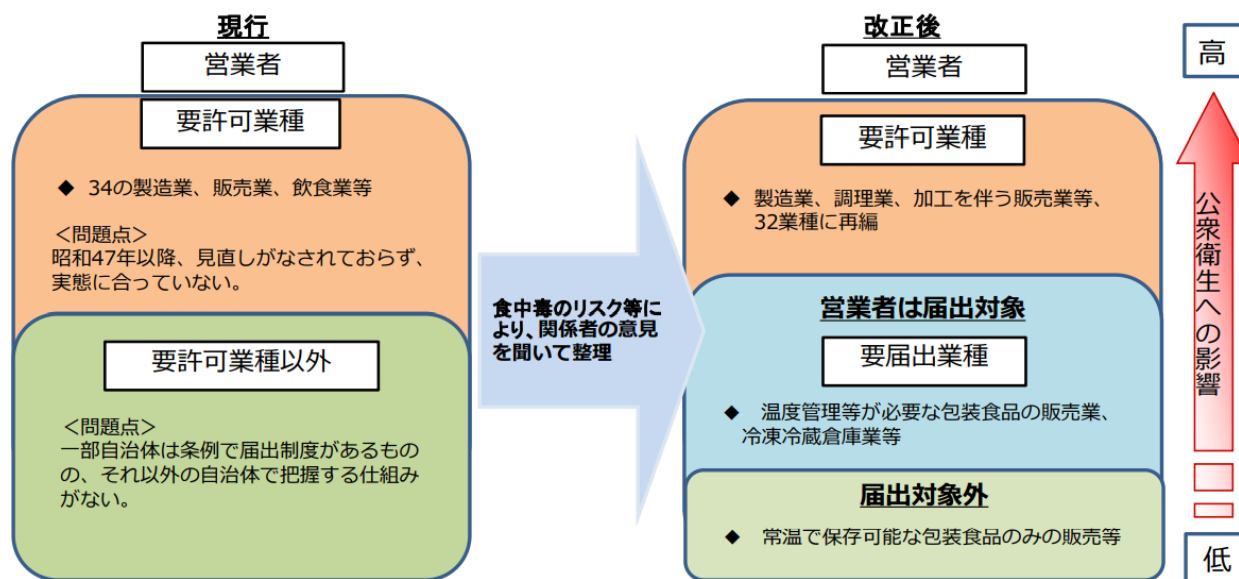
1 食品衛生法等の一部改正

(1) 概要

食品等事業者について、令和3年6月1日（以下「施行日」という。）以降、営業許可制度が見直されるとともに、営業届出制度が創設されます。

改正の概要については、厚生労働省のリーフレット（別添1）をご確認ください。

<改正のイメージ図>



【参考】食品衛生法（昭和22年法律第233号）第3条に規定されている食品等事業者（一部抜粋）

食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること、若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。

(2) 営業許可の見直し

公衆衛生への影響が高い許可業種の食品等事業者について、営業許可制度が見直されるとともに、一部の業種において許可から届出に変更されます。

自治体により取り扱いが一部異なることがあるため、詳細については、東京都が公表している資料（別添2）を参考に、各都道府県が公表しているホームページにてご確認ください。

また、各都道府県が公表しているホームページ等がない場合は、厚生労働省が作成した資料（参考1「営業届出制度の創設と営業許可制度の見直し」）をご参照ください。

なお、許可又は届出が必要であるかについて疑義がある場合は、管轄の保健所等に照会してください。

(3) 営業届出制度の創設

施行日以降、原則、全ての食品等事業者に HACCP に沿った衛生管理が義務付けられることに伴い、食品等事業者を把握できるよう、営業の届出制度が創設されました。許可業種及び届出対象外となっている業種（注）以外の食品等事業者については、管轄の保健所に届出をする必要があります。

新たに届出が必要となる業種については、別添 3 をご確認ください。

（注）公衆衛生に与える影響が低いことから、次の業種は届出対象外となっています。

届出対象外の業種
・食品又は添加物の輸入業
・食品又は添加物の貯蔵のみ又は運搬のみをする営業（ただし、食品の冷凍・冷蔵倉庫業を除く。）
・常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生の恐れがない包装食品の販売業
・合成樹脂以外の器具又は容器包装の製造業
・器具又は容器包装の輸入業又は販売業

(4) 経過措置

事業者の事業継続に配慮し、施行日前から対象業種を営む食品等事業者については、業種等に応じて、一定期間、新規許可の申請又は届出を猶予する経過措置が設けられています。

経過措置に係る留意事項は、次の通りです。

許可・届出等	経過措置・留意事項
営業許可が統合される業種 （現在も許可が必要であり、改正後統合され、引き続き許可が必要なもの）	<p>【経過措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現在取得している許可の有効期間満了まで新規の許可の取得は不要</u> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新法での許可を取得せず、現行の許可をもって営業する場合、現行法に定められる許可の範囲での営業しか行えない。 <p>業種例) 飲食店営業（飲食店営業、喫茶店営業が統合）等</p>
新たに営業許可が必要となる業種 （改正により、今回新たに許可業種として設定されたもの）	<p>【経過措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>施行日時点で既に営業している場合、許可の取得に3年の経過措置期間あり。</u> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>施行日以降に新たに営業を開始する場合は、許可の取得が必要</u> <p>業種例) 液卵製造業、漬物製造業等</p>

<p>営業許可又は届出に変更がある業種 (改正により、許可業種から届出業種になるもの等)</p>	<p>【経過措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>施行日時点で許可を取得している場合は、新たな届出の手続き不要</u> ・施行日以降に新たに営業を開始する場合は、届出が必要 <p>業種例) 冰雪販売業、食肉販売業等</p>
<p>新たに届出が必要となる業種 (改正により、今回新たに届出業種として設定されたもの)</p>	<p>【経過措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>施行日時点で既に営業している場合、6カ月間の経過措置期間があり、令和3年11月30日までに届出を行う必要あり。</u> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>施行日以降に新たに営業を開始する場合は、届出が必要</u> <p>業種例) 弁当販売業、野菜果物販売業等</p>

2 小規模事業者経営改善資金（マル経）に係る事務取扱

(1) 推薦案件における許可又は届出の確認

融資推薦書・推薦付属書への許認可番号等の記載にあたっては、事業者の営業内容や取扱品を踏まえ、必要となる許可又は届出の写しを確認してください。事業者の営む食品等事業について、許可又は届出が必要であるか疑義がある場合には、管轄の保健所等に照会のうえ確認を行ってください。

(2) 届出の写しの確認における留意点

届出の写しを確認するにあたり、保健所によっては、届出申請者に写しを交付しない場合があります。この場合は、事業者の同意を得たうえで、管轄の保健所に届出の有無、(届出がある場合は)届出日、(届出番号がある場合は)届出番号をヒアリングし、融資推薦書・推薦付属書に記載してください。

(3) 公庫における貸付決定案件

貸付が決定している案件のうち、食品衛生法の改正により新たに許可又は届出が必要となる案件については、公庫支店から依頼があるので、対応してください。

以上